

Ⅲ治療用装具 本人家族 療養費 一部負担還元金 家族療養費付加金支給申請書を記入する際の注意事項 (小児の治療用眼鏡)

被保険者の方

小児の治療用眼鏡を作成したため「Ⅲ治療用装具 本人家族 療養費 一部負担還元金 家族療養費付加金支給申請書」を提出する場合は、記入例と以下の注意事項を参考に漏れなくご記入いただき、会社または当組合(※)へご提出ください。

※申請書は当組合へ直接ご提出いただけますが、会社から会社経由の提出と指示がある場合は会社へご提出ください。

【申請書を記入する前にご確認ください】

◆申請対象は9歳未満の小児に限ります。年齢対象外の場合はお支払対象となりませんのでご注意ください。

【記入上の注意事項】

【被保険者(請求者)】

①健康保険証の記号と番号

T J Kから交付された健康保険証の記号と番号を記入

②被保険者(請求者)の氏名と生年月日

被保険者の氏名と生年月日を記入

③被保険者(請求者)の現住所

被保険者の現住所を記入

④事業所名称

勤務している(いた)会社名を記入

※任意継続被保険者の方は、「任意継続被保険者」と記入

【療養費の申請内容】

⑤治療用装具を作成した方

治療用眼鏡を作成した方について記入

⑥診療区分

該当項目に○を記入。医療機関等で処方箋の交付を受け調剤薬局を利用した場合は「外来と調剤」に○を記入

⑦傷病名

医師の意見書(証明書)に記載された受診時の傷病名を記入

⑧診療の内容

検査・診察など分かる範囲で記入

⑨診療を受けた医療機関等の名称

受診をした医療機関等の名称を記入

⑩医師から装具装着の指示を受けた日

医師の意見書(証明書)に記載された眼鏡の作成指示日を記入

⑪装具を装着した日

眼鏡店から交付された領収書の領収年月日を記入

⑫治療用装具の費用

眼鏡店から交付された領収書の金額を記入

【疾病・負傷の原因】

⑭原因(該当番号に○を記入)

※未記入では内容審査ができません。いずれかをご選択ください

⑮発病・負傷年月日

発病または負傷年月日を記入

発病年月日が不明のときは「病気等で発病年月日が不詳」を選択してください

⑯「2.怪我」に該当する方は具体的な状況と☑を記入

※怪我で申請する場合、健康保険の対象であるか確認します。必ずご記入ください。

・自損…申請可能

・交通事故、暴行・傷害…申請前に当組合へご連絡ください
(給付グループ 03-3239-9817)

※児童・学生が怪我で申請する場合、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付制度への申請有無へ☑を記入してください。災害共済給付制度の詳細については学校へお問合せください。

・給付金振込先選択欄

【会社振込】

在職中の方は、会社経由での給付金の受け取りにご協力いただいております。「会社振込」に☑を入れてください。

【個人(請求者)口座】

退職者等で個人(請求者)口座での受け取りとするときは、「個人(請求者)口座」に☑を入れ、支払金融機関を記入してください。

・本人死亡のためご遺族の請求であるとき

「個人(請求者)口座」に☑し「支払金融機関」へご遺族(請求者)の口座を記入

【マイナポータル】

マイナポータル等で、ご自身で事前登録済の「公金受取口座」を利用する方は給付金振込先選択欄は記入せず、「マイナポータル等で～」の欄に☑のみ入れてください。

注) 口座情報の反映には数日を要します。また、代理人口座への振込を希望する場合は、公金受取口座を利用できません。

※会社・被保険者(請求者)以外の代理人口座への振込を希望するとき

「給付金振込先選択欄」は記入不要です。「委任状」(1-別紙)を記入し、「委任状」(1-別紙(2))に被保険者(請求者)の本人確認書類を添付し提出してください。

【記入事項の訂正について】

・訂正するときは被保険者(請求者)が二重線を引き、正しい内容を記入してください。訂正印は不要です。

・被保険者(請求者)以外の訂正は認められません。

・審査上、被保険者(請求者)による訂正であるか確認が必要な場合は、TJKから電話・文書等で照会をさせていただくことがあります。

【添付書類について】

<p>医師の指示により弱視等治療用眼鏡を作成したとき</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・眼鏡店から交付された領収書（原本） ・医師の意見書または証明書（写し） ・眼鏡の処方箋（写し）
<p>個人口座への振込を希望する方</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・通帳またはキャッシュカードの写し <p>※任意提出です。必須ではありません</p>

【領収書（原本）について】

領収書（原本）はご提出後、返却することができません。他に使用用途がある場合はあらかじめお手元に領収書の写しを準備ください。

※お住まいの自治体により「子ども医療費助成」などで眼鏡の作成費用の自己負担残額に対して助成を受けられる場合があります。

TJKへ「療養費」の請求をする場合、領収書（原本）は返却することができないため、あらかじめお手元に領収書の写しを準備ください。

自治体から領収書（写し）ではなく領収書（原本）を提出するよう指示があった場合は、領収書（原本）の代わりにTJKから「領収書原本証明書」を交付します。必要場合は「療養費」の請求時に「証明書等交付依頼書」に記入し申請してください。

TJKホームページ > 届出書・申請書のダウンロード > 保険給付関係 > 8.その他 > 証明書等交付依頼書

※上記以外であっても内容審査に必要なときは別途、添付書類の提出をお願いする場合があります。

事業主の方

Ⅲ治療用装具 本人家族 療養費 一部負担還元金 家族療養費付加金支給申請書は事業主の証明欄が無いため、被保険者から直接当組合へご提出いただけます。

申請書の提出状況を把握する等の理由により会社経由でのご提出とされる場合は、会社様よりご提出ください。